

令和 7 年度税制改正に伴う 令和 8 年度の介護保険料の特例措置について

令和 8 年度の介護保険料の特例措置について

令和 7 年度税制改正により、令和 7 年中の給与所得控除の最低保障額が 5 5 万円から 6 5 万円に引き上げられました。

介護保険制度は 3 年を 1 期とする介護保険事業計画に基づき介護保険料を決定していますが、第 9 期事業計画（令和 6 ～ 8 年度）決定時に想定されていない税制改正により、介護保険財政に影響が出ることを避けるため介護保険法施行令が改正されました。

これにより令和 8 年度分の介護保険料を算定する際に税制改正の影響を遮断する措置が行われます。

影響を受ける対象者について

第 1 号被保険者本人及び同じ世帯の方で、以下の（１）、（２）をどちらも満たす方。

（１）令和 8 年 1 月 1 日及び令和 8 年 4 月 1 日に柏原市に住民登録がある方

（２）令和 7 年中(令和 7 年 1 月～1 2 月)の給与収入が 5 5 万千円以上 1 9 0 万円未満の方
上記以外の方は影響を受けません。

特例措置の内容について

（１）給与所得控除額の調整

税制改正前の給与所得控除額で算定した給与所得により、合計所得金額を計算します。

（２）市民税課税・非課税の判定

税制改正前の給与所得控除額で算定した合計所得金額により、課税・非課税を判定します。
その結果、税制改正により令和 8 年度の市民税が非課税となった場合でも、介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。

前年度非課税者にかかる令和 8 年度特例減免について

令和 7 年度及び令和 8 年度のどちらも市民税非課税の方については、上記特例措置の（２）を行わずに算定した保険料となるよう、特例減免を適用します。

市民税の情報を基に自動適用するため、個別申請は不要です。特例減免対象者の介護保険料納入通知書に記載されている保険料は特例減免適用後の金額です。

令和 7 年度・令和 8 年度ともに市民税非課税にもかかわらず介護保険料の課税状況が本人課税となっている場合はお問い合わせください。

問い合わせ先

柏原市健康部高齢介護課 介護管理係 窓口⑩番

TEL 072-972-1572